

○財務省告示第三百九号

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第二条の三第一項の規定に基づき、財務大臣が平成二十八年（二千十六年）熊本地震による同項に規定する指定地域への影響の程度を勘案して別に定める日を次のように定める。

平成二十八年十月十九日

財務大臣 麻生 太郎

財務大臣が平成二十八年（二千十六年）熊本地震による次に掲げる指定地域への影響の程度を勘案して当該指定地域に係る別に定める日を平成二十八年十二月十五日とする。

都道府県	指定地域
熊本県	熊本市 阿蘇郡西原村 阿蘇郡南阿蘇村 上益城郡御船町 上益城郡益城町